

共済掛金の引下げ措置

- 近年、農作物被害が低水準であることから、多くの共済団体に積立金が蓄積されており、毎年無事戻しが行われている。
- 無事戻しの場合、共済掛金は変わらないため、国庫負担（共済掛金の1／2を負担）は軽減されない。
そこで、共済掛金の引下げにより、農家負担を軽減しつつ、国庫負担の軽減を図ることとする。
- 共済団体の保有する積立金の水準は、団体ごとに様々であることから、それぞれの積立水準に応じて引下げを行うこととする。

共済団体分の共済掛金の引下げ措置（案）

積立金の水準	引下げ幅
法定水準の2倍以上	1／2カット
法定水準の1.5～2倍	1／3カット
法定水準の1.25～1.5倍	1／5カット
法定水準の1.25倍未満	カットは行わない

上記のほか、法定水準を割り込んでいる場合は、安全率を付加する。